

口座の売買・譲渡・譲受・レンタルは、

法律により禁止されています。

近年 SNS 型特殊詐欺等の金融犯罪が増加する中、SNS などのインターネットを經由して「口座買い取ります」「口座開設で簡単にお小遣い稼ぎができます」「簡単で高収入」等の口座売買の勧誘が相次いでいます。

通帳・キャッシュカード・インターネットバンクの ID・パスワードを譲渡・譲受・レンタルする行為、および他人に成りすまして口座を開設する行為は、有償・無償を問わず「犯罪」です。軽い小遣い稼ぎの気持ちで安易に売買・譲渡・レンタルした口座が、犯罪グループに流れ、振込め詐欺や投資詐欺等特殊詐欺の受け皿（入金口座）となり、マネーロンダリングなど様々な犯罪に悪用され、お客さま自身が知らないうちに犯罪に巻き込まれてしまう危険があります。

当金庫では、口座の第三者利用や譲渡・レンタル等により犯罪に利用されたことが疑われる場合、当該口座のご利用を停止させていただくほか、必要に応じて警察への通報※をさせていただきます。また今後当金庫に限らず、他の金融機関で新規口座が開設できなくなる恐れがあります。

※犯罪収益移転防止法違反：1 年以下の懲役、もしくは 100 万円以下の罰金、またはその両方  
詐欺罪：10 年以下の懲役（他人へ譲渡する目的で口座開設した場合）